

本学大学院生の逮捕・起訴について

大学生等による違法薬物事件が多発し大きな社会問題となっている中で、本学の大学院生が覚せい剤取締法違反の容疑で逮捕、起訴されたことは、本学への信頼を大きく損ねることとなり、医療人の教育・育成機関として誠に遺憾であり、県民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

覚せい剤取締法違反の容疑で逮捕・起訴された本学大学院生に対しては、本日、退学の懲戒処分を決定いたしました。

今後は、一日も早く県民の皆様の信頼を回復するため、教職員一人一人が、改めて本学が医療人を育成する大学であることを深く自覚し、教育、研究、診療に取り組み、教職員一丸となり本学の信頼回復に努めるとともに、学生がこのような事件を二度と起こすことのないよう、あらゆる機会をとらえ、全学を挙げて指導を徹底してまいります。

平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日
公立大学法人福島県立医科大学
学 長 菊 地 臣 一